

経営方針

■経営基盤確立

県域金融機能の拡充とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化、各種リスクに対応した自己資本の充実などに努め、強固な経営基盤を確立します。

■「JAバンクシステム」の確立

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」の確立を目指します。

■地域社会への貢献

系統資金の地元還元として地場産業への融資をはじめ、地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献します。

■経営の効率化と健全化

人的資源の有効活用、ITを活用した事業展開、内部監査の充実、不良債権処理による財務の健全化等に積極的に取り組みます。

■リスク管理態勢とコンプライアンス態勢の強化

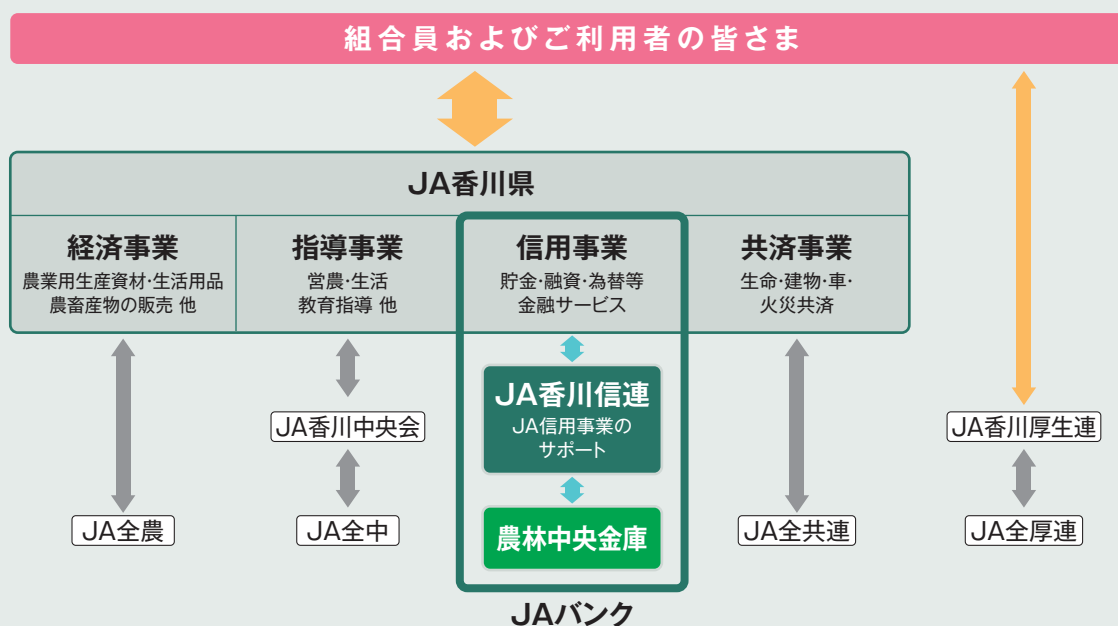
各種リスクにかかる管理態勢を強化するとともに、社会的責任と公共的使命を全うするため、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

■JAバンク香川中期戦略 （2025～2027年）の実践

持続可能な農業の実現・豊かでくらしやすい地域共生社会の実現・協同組合としての役割発揮に向け、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、組合員・利用者の期待に応えていくことで、組合員・利用者がJAに対して愛着・信頼を感じJAと中長期的につながり続ける姿を目指します。

- ①徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験の提供
- ②リアルとデジタルを融合した利用者接点の構築
- ③総合事業全体での経営戦略高度化

一人は万人のために、万人は一人のために



業務の適正を確保するために必要な体制等

■業務の適正を確保するために必要な体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、コンプライアンス委員会が事前に審査を行う。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的に管理する。こうしたリスク管理を適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関する管理を実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
 - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
- 5 内部監査体制
 - (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 内部監査は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を担当理事等に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ理事会および経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
 - (1) 監事の職務執行の補助は、監査室が担当する。
 - (2) 監査室には、内部監査業務のほか、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として3名以上の専任の職員を配置する。
 - (3) 監査室に配属する職員が監事の職務執行を補助する場合は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
 - (4) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
 - (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- 8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、JA監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役員行為規範、職員行動規範、当会職員の服務と倫理を定めるとともに、「コンプライアンス・プログラム」の策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。
財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。
また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書等管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確保なものとしています。
また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」(サイバー攻撃への備え)を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスク管理にかかる基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク香川業務継続要領を定めています。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画および事業計画の進捗管理を部長会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長会議を、週1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- 5 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し専任の職員を配置しています。また、監査室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ監事の意見を聴取しています。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
- 8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
- 9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

リスク管理情報



当会では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「リスク管理の基本方針」ならびに「リスク管理規程」を定め、さらに年度ごとのリスク管理の重点方針を策定しリスク管理を行っています。

金融機関が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等があります。当会では、これらの異なるリスクを統一的・網羅的に管理することを目的に「統合的なリスク管理基準」を設け、リスク量の把握、分析ならびに評価を行い、管理しています。

■リスク管理に対する取組み

当会のリスク管理に対する取組みとして、重要な意思決定は、経営レベルで行います。特に市場関連取引の諸リスクについては「資金運用会議」で十分な検討を行い、運用方針を決定します。

運用部門は、各々決定された方針に基づき、売買やリスクヘッジを執行します。また、リスク管理を徹底するため、デリバティブ取引において一定の損失枠をオーバーした場合、即時に取引を停止するロスカットルールを確立しています。

また、相互牽制機能として、内部監査を実施しています。内部監査にあたっては、事務処理状況とともに内部牽制、事務管理面にも留意しております。内部監査結果については経営者層への報告を行い、翌年度には改善状況を検証することで、リスク管理の充実・強化に努めています。

■リスク管理委員会

経営環境の変化にともない発生する諸リスクを分散・回避し、経営の一層の安定化を図るべく、リスク管理委員会を適時に開催（令和7年度は16回）しています。

当会では、主要なリスク（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を行い、これらに対する資本配賦を行っています。算出したリスク量につい

て、経営層ならびに関係部署へ報告・協議を行う等の体制となっています。

■県域ALM機能協議会

JAバンク香川が一体となって県域でのALMを検討していくため、JA香川県の役員、農林中央金庫高松支店長を構成員とする「県域ALM機能協議会」を開催し、費用・収益のバランスの研究および調達・運用にかかる情報の共有に加え、信用事業運営における県域の課題を共有し、課題解消に向けて取り組んでいます。

■運用リスクの軽減

会員の皆さま方からお預かりした大切な資金を安全に運用するため、令和7年度も信用リスク・流動性リスク・市場リスクに留意しつつ、安定的かつ効率的な運用に努めました。

国内外の金融政策の動向や他のリスク要因を注視しつつ、分散投資効果を発揮するポートフォリオの構築を図ることで運用リスクの軽減に取り組んでいます。

■バーゼル規制への対応

バーゼルⅢ規制に対応するため、全国統一の「系統BISシステム」により適正な自己資本比率、金利リスクを算出し、自己資本の質・量の強化に取り組むとともに、健全性の維持・向上のため、自己管理型のリスク管理への取組みも行っています。

金融機関の業務やリスクが多様化・複雑化していきななかで、金融機関を巡る相次ぐ不祥事件・経営破綻の発生を機に、透明かつ公正な経営が強く求められました。

そのため、金融機関は従来以上に自己責任原則に基づく業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要求され、法令等の遵守（コンプライアンス）態勢を確立し、透明性の高い経営を行うことを通して、社会的責任を果たしていくことが一層求められています。

■コンプライアンス基本方針

当会では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な行動指針や基準を示し、役職員への周知徹底を図っています。

また、具体的な行動指針や基準によって法令等を遵守するためのメカニズムを構成し、具体的な罰則や報告義務等を明記することにより実効性のある態勢の構築に努めています。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、積極的に持続可能な社会の実現に貢献します。

■コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスの運営体制として、統括部署や責任者の設置、また、不祥事発生に際しての機動的な対応が可能な体制整備等が求められています。

当会では、コンプライアンス・マニュアルを策定して報告や処理等のルール明確化、報告体制の整備、コンプライアンス研修等、将来の事故防止のために様々な方策を講じています。

また、当会全体のコンプライアンス・プログラムを策定して年間計画を具体化するとともに、統括責任者および各部署に責任者・管理者を配置し、各部署でのコンプライアンス・プログラムに従って実践・評価を行っています。

さらに、コンプライアンス委員会を定期的開催（令和7年度は9回）し、各種審議事項の検討を行うとともに、重要事項については理事会・経営管理委員会に報告するなど、役職員が一体となって健全かつ適切な事業運営に努めるなど、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針等

当会は、事業を行うにつかまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除にかかる総責任者は常務理事（管理部門）とし、これらにかかる態勢を適切に整備する責任を負います。

（管理態勢等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度

調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

なお、国際的なマネー・ローンダリング等対策強化として、現在、お客さまの情報の定期的な再確認を行っています。お客さまの口座が不正に利用されること等を防ぎ、安心・安全にお取引いただけるよう取り組んでいます。

■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員

の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■利用者保護等の取組み

1. 取引時確認の強化

犯罪収益移転防止法に基づき、①口座開設等の取引開始、②10万円を超える現金振込、③200万円を超える現金の入出金取引等の際にお客さまの氏名・住所・生年月日・職業や取引を行う目的等についての確認を行っています。また、外国PEPs（外国の重要な公的地

位を有する方）の確認や、法人のお客さまについては、実質的支配者等の確認も行っています。

2. 個人情報保護および利用者保護の取組み

「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のガイドラインに沿ってプライバシー・ポリシー等を制定のうえ個人情報の厳格な取扱いを実施しています。

また、利用者保護等管理方針を制定し、利用者の正当な利益の保護と利便確保のため、方針を遵守し、継続的な取組みを行っています。

3. セーフティーネットの充実

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティネットで守られています。

4. 偽造・盗難キャッシュカード対策

昨今の偽造・盗難カードによる不正な取引等からお客さまの貯金をお守りするため、県内JAでは偽造しにくいICキャッシュカードに対応したATMを設置しています。

また、全国農協貯金ネット、業態間ネット、ゆうちょネット等県内外の金融機関ともICキャッシュカードの取扱いが可能になっています。

■非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応

現在、特定米国人等を対象とした脱税および租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等への記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しています。

さらに、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、金融機関が非居住者にかかる金融口座情報を税務当局に報告し、これを各

国の税務当局間で互いに提供することとなりました。これに伴い、以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国(例:日本)等のお届けが必要となります。

○対象となるお取引

- ・ 貯金の預入を内容とする契約の締結
- ・ 国債・投信の口座の開設

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当会の苦情等受付窓口>

- ・ 電話：087-825-2548(管理課)
- ・ 受付時間：月～金 9時～17時
(金融機関の休業日を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 岡山弁護士会
- ・ 愛媛弁護士会(電話：089-941-6279)

1.の窓口または「JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)」(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その

適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組めます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な下記体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化に

かかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務部門担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条

件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■プライバシー・ポリシー

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加

え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

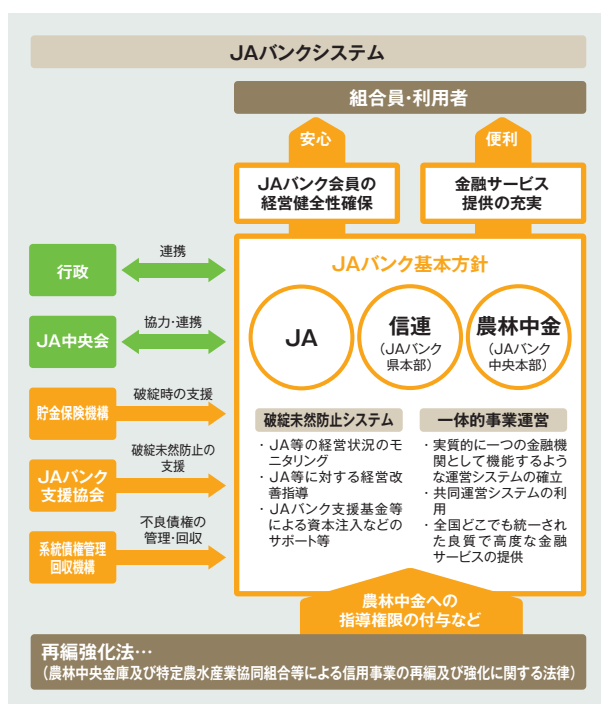
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。

■破綻未然防止システム

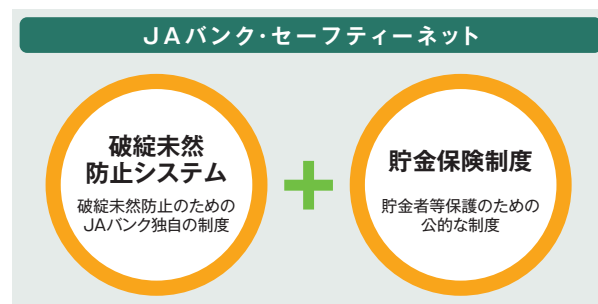
「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 令和7年3月末における残高は、1,653億円となっています。

■貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっています。



令和7年度の事業実績

■経済・金融情勢

わが国の経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、景気は緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されていますが、米国の通商政策の影響がわが国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、物価上昇の継続、米国の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響等、今後も金融経済の動向に注意が必要であると認識しています。

■令和7年度の事業概況

◇資金調達

貯金について、期末残高は1兆5,630億円と前年度を545億円下回り、3.3%の減少となりました。

なお、平均残高は前年度を722億円下回り、4.2%の減少となりました。

◇資金運用

貸出金については、地公体への大口貸出、JA香川県の米の仮渡金の増加により、期末残高は495億円と前年度比7億円、1.5%の増加となりました。平均残高は、農林中央金庫向け劣後ローンの借換対応により、前年度対比58億円、13.6%の増加の488億円となりました。

余裕金運用については、日本銀行による金融引き締め政策や財政拡張懸念による国内金利の上昇局面において、ポートフォリオ改善を目的とした入替取引等を行うことで、リスク量の削減ならびに将来の収益力向上に努めました。この結果、平均残高は有価証券(金銭の信託含む)が前年度比0.9%減少の8,385億円となりました。また、預け金の平均残高については前年度比9.2%の減少で7,753億円となりました。

◇企画業務

JAバンク香川中期戦略に基づき、組合員・利用者目線による事業対応の徹底と持続可能な収益構造の構築を目的として、農業・地域の成長支援、貸出の強化、ライフプランサポートの実践、組合員・利用者接点の再構築を図るとともに、JAと県域が一体となって変革を実践できるよう、基盤構築・事業運営に努めました。

また、全国の信用事業システムであるJASTEMシステムの安全かつ安定的な運営と、情報資産の適正な保護・管理・利用に向けた情報セキュリティ管理体制の強化に取り組みました。

◇JA指導

「JAバンク会員」として「JAバンク基本方針」を遵守するとともに、会員JAに対して、農林中央金庫、中央会および全共連との連携を強化し、国庫金振込事務、登録金融機関業務および不祥事未然防止に向けた検査・指導を行い、JAの内部管理態勢、事務管理態勢等の向上に努めました。また、事務統一定着化への取組みを支援し、JAバンク香川における事務の適正化・効率化を図っています。

また、JA営農・経済事業支援については、JA香川県、中央会、農林中央金庫、全農と連携し、青ネギとレタスの生産振興支援等に取り組んでいます。

◇経営管理

経営上の諸課題のうち、リスク管理やコンプライアンスについては、委員会機能の充実により態勢を強化し、業務・会計面については検査・監査および内部けん制を通じて適正に処理するとともに、経営の健全化と効率化、安定的還元と自己資本増強に努めました。

また、各種研修会の実施、自己研鑽の推奨などによる人材育成に努める一方、法令等遵守、自己責任原則に基づく内部管理態勢の適切性・有効性を検証するため、リーガルチェックや自主検査を充実し、経

営の健全性確保・向上に努めました。

以上のことを含めて総合的に、「経営力の強化策」を実践し、組織目標の徹底、ガバナンスの強化、役職員の総合力の発揮に向けて引続き取り組んでいます。

◇収支状況

市場環境の変化に対応するために、役職員一同、経営基盤の確立、信頼性の向上および金融機能の向上に努めるとともに、継続して経費の削減に努めたが、金利上昇に伴う金融機関間の預貯金獲得競争および海外中央銀行や日銀の動向などの金融市場への影響を受け、当期剰余金は3,467百万円（計画対比334百万円増加、前年度対比789百万円減少）となりました。

令和7年度については出資配当金568百万円、事業分量配当金2,202百万円を会員に還元しています。

その結果、次期繰越剰余金は315百万円となりました。



SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際社会共通目標です。持続可能な世界を実現するために、17のゴールと169のターゲットを設定し、2030年までに達成するよう各国で取り組みが進められています。

SDGsとJA綱領は親和性が高く、JAグループにおいて食料・農業事業分野、地域・くらし事業分野、協同・組織運営分野等におけるSDGsへの取り組みを進める必要があります。当会は、「持続可能な経営基盤のもと、農業・地域に新しい価値を創造し続け、地域社会の発展に貢献していく金融機関」として、令和3年度に当会におけるSDGs取組方針を制定しました。



©よい食P

■「JA香川信連SDGs宣言」

当会は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、「地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献する」という経営方針のもと、持続可能な社会の実現に努めます。

○地域密着型金融機関として地域経済を創造

金融の力を通じて、地場産業や地域の魅力を発信することで地域経済を創造します。

○農業と食を通じ、地球環境へ配慮した地域への貢献

農業と食を主軸とした運営を行い地域を守るとともに、地球環境へも配慮した持続可能な地域社会の実現に努めます。

○働き方改革と多様な人材育成

働き方改革と多様な個性や能力が発揮できる職場環境をつくり、生きがいや働きがいのある持続可能な人材育成を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地域密着型金融への取組み



当会は、JA香川県と一体となり香川県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていた
だくとともに、農業、暮らし、地域社会に貢献するためJA
バンク香川中期戦略(2025～2027年)に基づき、金融
仲介機能発揮に向けた取組みを行っています。

■「農業」領域における取組み

農業融資体制の構築・強化、農業者ニーズに応じ
た資金供給、農業者所得の向上に向けた「担い手コ
ンサルティング」の実践等に取り組んでいます。

1. 農業融資の円滑な取組み

- (1) 各種プロパー農業資金に対応するとともに、
農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の
取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活のサ
ポートを行っています。

令和8年3月末時点の当会の農業融資残高
は4,360百万円(うち日本政策金融公庫受託融
資残高は2,967百万円)となっています。

また、新規就農者の経営と生活をサポートす
るための青年等就農資金から経営再建を支援
する負債整理資金に至るまで、担い手の経営
実態やニーズに則した幅広い資金提供に取り
組んでいます。

- (2) JA香川県ならびに当会が農業金融相談窓
口としてそれぞれ「農業金融センター」を設
置し、JAのサポート指導機能、農業法人等への融
資相談機能の拡充、強化を図っています。

JA香川信連農業金融センター
(0120-831-550)

- (3) JAバンクの農業融資担当者等の資金相談・
経営相談への対応力向上につなげ、農業者の
一層の満足度向上を図ることを目的として、「JA
バンク農業金融プランナー」を配置しています。

2. 農業担い手のニーズに応えるための取組み

地域の農業者との関係を強化し、地域農業を
振興するため主に下記の各種施策に取り組んで
います。

農業担い手への的確な資金対応と安定経営に

向けたコンサルティング機能の発揮は必須の取組
みと位置づけ、総合事業体としての特性を活かし
たソリューションを提供し、農業者・食農関連企業
への資金対応とコンサル機能を発揮する担い手コ
ンサルティングを実践しています。

3. 農業所得増大・県内食料自給率向上への取組み支援

当会は、JAグループが行う地産地消の推進等
による県内食料自給率の向上、流通コストの低減
等による農業所得の増大を図る取組みを支援して
います。

4. 投資事業(アグリシードファンド)

国内農業・環境(ビジネス)の発展・成長に貢献
するため、農業振興・環境貢献に取り組む農業法
人を、ファンドを通じてサポートしています。

5. 事業間連携の強化

JAグループの強みである多方面にわたる事業
のなかでも、信用事業と営農経済事業の連携を強
化し、農業融資を軸とする資金面と農業技術指導
を軸とする営農指導面を融合させることで、総合
力を活かした担い手支援に積極的に取り組んで
います。

6. 農業資金に対する利子補給事業・保証料助成

- (1) 厳しい経営環境に直面する担い手に対して、
その借入負担の一部を軽減することにより、農
業経営の安定化・効率化を支援しています。

担い手の多様な資金ニーズに対応するた
め、当会では、JAバンクとして取り組む全国共通
の「利子補給事業」の指針に基づき、県域独自
の利子補給事業を展開し、担い手の支援を実
践しています。

- (2) 大規模な自然災害や農業資材等価格高騰
対策として、農業者等の緊急経営支援を目的と
した、「JAバンク香川災害緊急特別対策保証
料助成」・「JAバンク香川災害緊急特別対策利

子補給」制度の取扱いをしています。

7. 農商工連携事業

農業と商工業の連携強化を支援するため、県・市町村・(公財)かがわ産業支援財団と連携を図り、農産物の魅力とブランド力を発信するイベントの企画・開催などの活動を通じて、地域社会の発展のために努めています。

◇商談会・ビジネスマッチング

香川県の農林水産物の販路拡大および認知度、ブランド力向上を図るために、県・市町村・(公財)かがわ産業支援財団と連携し、スーパーマーケット・トレードショー2026をはじめ香川県食品商談会等、県内外で開催された3商談会に参画しました。

当会はこのような商談会やビジネスマッチングの場を提供することにより、6次産業化や農商工連携への支援、農業の発展に貢献しています。



スーパーマーケット・トレードショー2026の様子

8. JAバンク食農教育応援事業

地域の小学生へ、食農・環境・金融経済の教育活動を通じて農業への理解を広げるため、JAバンク食農教育応援事業として、JA、当会、農林中央金庫が連携し、(一社)JAバンク・アグリエコサポート基金の費用拠出によって製作された補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しています。この取り組みは今年で19年目を迎え、県下の小学校149校の小学5年生に8,890冊、特別支援学校等に特別支援教育版「農業とわたしたちの暮らし」24

冊を届けました。

■「くらし」領域における取り組み

お客さまの豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートの実践、金融サービス・施策の提供に取り組んでいます。

1. JAバンクローンの推進

JAバンク香川では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズに合わせて、各種ローンを品揃えています。住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事などさまざまな用途にご利用いただける住宅ローン(金利優遇措置あり)、自動車やバイクの購入、修理・車検費用などカーライフに関するあらゆる用途にご利用いただけるマイカーローン、その他お客さまのニーズにお応えするために各種ローンをご用意しています。

2. 資産形成・運用の推進

税制面でメリットのあるiDeCo、自由度の高い運用で効率的な資産形成が期待できる新NISAの提案活動強化に向けて、各種研修会を通じて、お客さまのニーズに応じた最適なライフプランの提案を行うための人材育成に努めています。

■「地域」領域における取り組み

農業振興、地域の課題・住民ニーズに即した地域活性化への取り組みを行っています。

1. 地方創生への取り組み

当会は、地方創生への取り組みに積極的に関与するため、香川県が策定した「かがわ創生総合戦略」の政策目標のうち「農林水産業の担い手の確保・育成」に呼応し、JA香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が営農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ることを目的として、「JAバンク香川新規就農助成要領」を平成28年4月1日に制定して以降、令和8年3月末現在で85名に対し、助成を行いました。今後もJA香川県担い手サポート

センターおよび各農業金融センターと連携し、JA自己改革が目指す農業振興による農業所得の増大と地域活性化に貢献していきます。

■金融円滑化への対応

当会は農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくことを、最も重要な役割のひとつとして位置づけており、お客さまからの借入れ条件変更等のご相談やお申込には、引き続き真摯かつ丁寧に対応するとともに、経営相談に積極的かつきめ細かく対応することで経営改善への取組みを支援しています。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。また、令和4年12月に政府から示された「経営者保証改革プログラム」を踏まえ、保証を徴求する際の手続きを厳格化することによって、個人保証に依存した融資を抑制し、事業者・保証人のお客さまの納得感を向上できるように取り組んでいます。

■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は、この理念に基づき、金融庁公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員または会員の組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定し、取り組んでいます。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

投資信託商品の選定にあたっては、商品を組成する投資運用会社においてプロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認のうえ、「JAバンクセレクトファンド」として厳選した商品ラインアップをご提供します。また、金融商品の組成・販売全体でお客さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)、補充原則1～5本文および(注)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) 当会では、お客さまとの長期的な相互信頼関係構築のため、対話を重ねることでお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的を丁寧に確認し、属性・適合性を判断したうえで、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。金融商品のご案内時には、販売手数料の多寡に関わらず、お客さまのライフプランに合った適切な商品をご案内いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。また、パンフレットやホームページについて

は、分かりやすい表現を徹底します。特に高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認しながら丁寧な説明を心がけ、慎重に対応いたします。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。また、投資信託のご案内の際には、当会で取扱う主なファンドの特徴や手数料、運用状況等を一覧で確認できる資料等を用いてご説明します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1～5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。利益相反が生じやすい場面(手数料の

高い商品のみを推奨する等)において、重要情報シート等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的にご説明します。【原則3本文および(注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、的確なコンサルティングを提供し、堅確な事務を行うため、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

※ 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しています。



社会的責任と貢献活動



■地方自治体・関係団体等への協力

当会は、地域金融機関として、国税・地方税の収納をはじめ、県指定代理・高松市収納代理金融機関としての役割を果たす一方、各種年金受取や各種公共料金等の口座振替、給振・財形の元受機関、国民年金保険料の収納事務などの業務を行っています。

■ポスターコンクール

当会は、小学生たちが農作業をしている家族や農業にかかわる人々をモチーフに描写することを通じて農業に関心をもち、自然を大切にすることを願って、県下の小学生を対象に、毎年「貯蓄に関するポスターコンクール」を実施しています。この取組みも令和7年度で58回を数え、県下の小学校109校から1,335点もの作品の応募がありました。厳正な審査の結果、入選作品を選定し、サンポート高松において表彰式ならびに作品展示会を行いました。当会理事長賞作品は本誌裏表紙に掲載しています。



「貯蓄に関するポスターコンクール」表彰式

■環境美化活動

当会の環境美化に対する自主的な取組みとして、職員によるJAビル周辺の清掃を行っています。

■環境保全への取組み

当会は、森林資源の有効活用としてコピー用紙は、FSC認証紙を使用しています。

さらに、CO2排出量を少しでも抑制するため、役職員が使用する推進車は環境にやさしいハイブリッド車を導入しています。

■地球にやさしいオフィス登録

ゴミの減量・資源化に取り組んでいる当会は、高松市が募集する「地球にやさしいオフィス」に登録され、その実績を通して地球環境の保全に努めています。

■日本赤十字社の献血への参加

地域社会の一員として、当会をはじめとするJAグループ役職員による献血を年数回実施しており、当会は「献血サポーター」にも登録され、積極的に協力しています。

■エコキャップ、プルタブ回収活動

当会は、ペットボトルキャップの回収活動を通じて支援事業団体に協力する“エコキャップ回収活動”に賛同し、協力しています。

また、車椅子を贈呈する“プルタブ回収活動”に賛同し、全役職員で取り組んでいます。

■使用済み切手・外国コイン回収運動への協力

当会は、県内の協同組合が連携して取組む社会貢献活動として、かがわ協同組合連絡協議会が行う使用済み切手および外国コイン回収活動へ協力しています。使用済み切手については、これまで累計で計2,818.6gを、外国コインについては、平成28年10月の取扱開始から令和7年12月の間に計914gを回収して香川県ユニセフ協会へ贈呈しました。

■食の安全・安心への取組み支援

当会は、JAグループが行う安全・安心な食料を地域社会に安定的に供給し、健康で豊かな人間性を育む健全な食生活を支えていく事業に参画するとともに、地域農業の振興と発展を目的とした農業担い手育成・対策事業にも取組み支援をしています。

■体験型インターンシップ

香川大学では、地域社会の期待に応える有為な人材を育成するため、学外のフィールドでの学習を体験することで社会のリアリティに触れ、学生の知識・技

能・態度を実践の中で鍛えあげることが目的とした「体験型インターンシップ制度」を実施しています。当会と同制度に賛同し、制度創設時から継続的に学生の受入れを実践しており、地元大学の取組みを強力にサポートしています。

■『健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）』事業所の認定

当会は、協会けんぽ香川支部が香川県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」に基づく協働事業として、平成28年8月から取扱いが開始された「事業所まるごと健康宣言」に参画し、平成29年度「健康経営取組事業所」として認定されています。

平成30年度より日本健康会議による認定制度である「健康経営優良法人」の取組みに参画し、令和7年度についても引き続き「健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）」に認定されています。

■『子育て行動計画策定企業』の認定

当会は、平成28年2月に香川県の「子育て行動計画策定企業」(第156号)に認証され、「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいます。

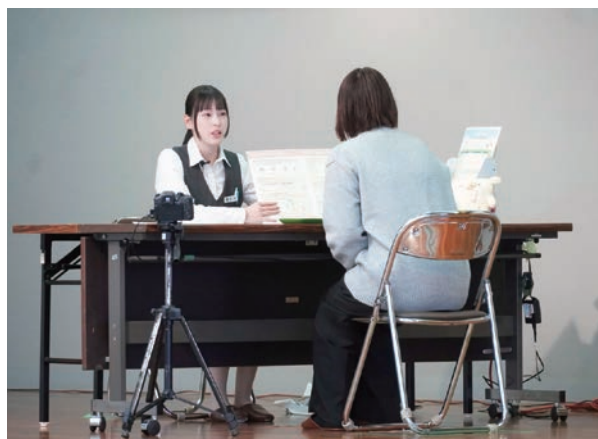
現在は、令和9年3月31日までの2年間を計画期間とした第5回一般事業主行動計画を新たに策定し、毎週水曜日のノー残業デーと、月2回の部署別ノー残業デーの設定、更には年4回の部署別ノー残業ウィークを設けています。また、ブリッジホリデー・プラスワンホリデー制度を活用して年次有給休暇の取得促進を図るとともに、男性職員にも育児休業の積極的な取得を呼びかけるなど、職員のワークライフバランスの充実に向けて取り組んでいます。

トピックス (TOPICS)

4 質の高い教育を
みんなに

■窓口ロールプレイング大会

「店舗に足を運んでくださるお客さま」に最良のサービスを提供できるよう、JA香川県が実施している窓口セールス研修とタイアップした「窓口ロールプレイング大会」を令和7年11月20日に開催しました。



窓口ロールプレイング大会

■JAバンク香川信用事業推進研修会

JAバンク香川は、「JAバンク香川中期戦略」を策定し、『「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク」の実現』を基本目標として、JA、農林中央金庫ならびに当会が一体となってさまざまな取組みを行っています。

令和7年度は、この中期戦略に基づき、農業メインバンク・生活メインバンク機能の強化をはじめ、JA・信連の一体性を強化した取組みを進めていくために、令和7年9月18日から19日にかけて信用事業推進研修会を実施しました。



JAバンク香川信用事業推進研修会

■プレミアムライブ2026の開催

ブレ年金層ならびに既受給者層を対象とした「プレミアムライブ2026」を令和8年2月7日にレクザムホールで開催し、応募者総数13,762名のなかから抽選で3,694名を招待しました。ライブでは天童よしみさんが歌を、坂本冬休みさんがものまねを披露し、ステージと観客席が一体となって大いに盛り上がりました。

令和8年度も、「プレミアムライブ2027」として令和9年2月23日に開催予定です。



プレミアムライブ2026

■年金推進研修会

涉外担当者の年金口座に対する意識の高揚、年金受給予定者の「請求手続」による獲得の強化等を目的とした年金推進研修会を実施しました。

■経営力の強化と人材育成の取組み

当会は、社会的責任と公共的使命を果たし地域社会から信頼を確立するために、毎年度、当会ならびに県内JAの役員、幹部職員を対象にコンプライアンス研修会を開催するなど、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

さらに、『人事管理の基本方針』等に基づき、人材育成にも積極的に取り組んでおり、「階層別研修会」をはじめ、階層の枠を超えた「コンプライアンス研修会」、役職員の健康管理に関する「衛生講習会」等を開催するなど、あらゆる機会を通じて経営力の強化と人材育成に取り組み、役職員の総合力発揮を目指しています。

■「詐欺被害防止等の連携に関する協定書」の締結について

当会は、香川県警察本部と「詐欺被害防止等の連携に関する協定書」を締結し、防犯対策の連携強化を図っています。これは、お客様の大切な資産を金融犯罪からお守りするため、香川県警察本部からの指導により、お客様から一定基準に該当する高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等には、職員からお声がけをさせていただくほか、詐欺被害未然防止および被害拡大に対処するため警察への通報を行うことが求められています。

今後も、香川県内の詐欺被害防止に向けて、警察と一体となった取組みを進め、地域の安心・安全の確保に努めてまいります。